

令和6年度 高等工科学校生徒を募集します



募集種目	募集定員	応募資格	受付期間	試験期日
推薦	約120名	令和6年4月1日現在、15歳以上17歳未満の人で、入学を熱望する強い意志をもち、中学卒業（見込み含む）、成績優秀かつ生徒会活動に顕著な実績を納め中学校長が推薦できる男子	令和5年10月1日(日)～12月1日(金) ※締切日必着	令和6年1月6日(土)～8日(土)  ～合格発表～ 令和6年1月18日(木)
一般	約230名	令和6年4月1日現在、15歳以上17歳未満の人で、中学卒業（見込み含む）の男子	令和5年10月1日(日)～令和6年1月5日(金) ※締切日必着	1次試験 令和6年1月13日(土)または14日(日)のいずれか指定された日 (1次合格発表) 令和6年1月19日(金) 2次試験 令和6年1月25日(木)～28日(日)までの間の指定する1日 (最終合格発表) 令和6年2月8日(木)

自衛隊 宮城地方協力本部 登米地域事務所 ☎0220-34-2244



就職支援セミナー

『Word POPチラシ講座』

チラシ作成に重要なインパクトのあるタイトルやイラスト・図形・写真の挿入方法などを学べます。同時に、出張相談会も開催しますので、お仕事相談のみの方もお気軽にお問い合わせください。

- 開催日 10月16日(月) ●時間 午後1時30分～3時30分
  - 会場 ベイサイドアリーナ 会議室 ●定員 6人(要予約)
- ※雇用保険受給者はハローワークの求職活動にカウントされます。
- ☎ みやぎシゴトサポーター気仙沼 ☎0120-21-5488



気仙沼税務署からのお知らせ

消費税のインボイス制度に関する説明会

税務署では、事業者を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。説明会は、事前予約制とし、各回とも定員の12名になり次第、受け付けを終了します。

- 日時 10月19日(木) 午前10時～ (消費税の課税事業者向け)
- 午後1時30分～ (消費税の免税事業者向け)

※各回とも説明会、質疑応答の終了後に事前予約による個別相談の【登録要否相談会】を行います。希望する人は、参加申し込みの時に合わせてお申し出ください。

- 会場 気仙沼税務署 1階会議室 〒988-0077 気仙沼市古町3丁目4-5

☎ 気仙沼税務署 法人課税部門 ☎22-6803



教えて!

消費生活相談所  
そのサイト本物ですか?!  
偽サイトの見分け方を知って  
危険を回避しましょう

あなたのトラブルを解決するてがかりとしてご活用ください。

事例

- ・検索サイトで検索して、通常の販売価格より大幅に値引きされている通販サイトにクレジットカード決済で注文したが、商品が届かない。
- ・通販サイトでクレジットカード決済したが商品は届かず、クレジットカードを不正利用された。
- ・通販サイトから指定された銀行口座に代金を振り込んだのに商品が届かない。
- ・SNS上の広告からアクセスした通販サイトに代金引換サービスで注文したが、偽サイトだった。

相談所から

- ・通販サイトで商品注文する前に、偽サイトの特徴を知って、少しでも怪しいと感じたら取引しない。
- ・公式通販サイトやその運営事業者の公式ホームページなどに、偽サイトに関する注意喚起情報がないか確認しましょう。
- ・偽サイトだと気づいた際は、支払い方法に応じて素早く対処しましょう。

①クレジットカードだった場合

- ・すぐにクレジットカード会社へ連絡。
- ・日ごろからクレジットカードの利用明細は確認し、不正利用の発生を早期発見しましょう。
- ・万が一、不正利用にあった場合に最小限にとどめる対策として、利用限度額を見直しましょう。

②銀行口座への前払いなど

- ・すぐに振込先金融機関の窓口へ連絡し、振り込み詐欺救済法による救済を求める旨を申し出ましょう。併せて、最寄りの警察に被害を届け出るようにしましょう。

③代金引換サービスの場合

- ・注文直後に偽サイトであると気が付いた場合、電子メールなどでキャンセルの連絡をしましょう。連絡をすることにより商品が届かずに済んだケースがあります。
- ・代金引換サービスで荷物が届いた場合でも、宅配業者などに代金を支払う前に、送り状に記載されている「依頼人」の情報を確認し、注文した販売業者とは違う場合または注文した覚えがない場合は、代金を支払わず、受け取りを拒否しましょう。
- ・代金を支払って荷物を受け取り、中身を確認して「偽物」が届いたとわかったという場合であれば、販売業者や送り状の「依頼人」(発送代行業者などの場合もあります)に連絡し、返品、返金を求めることになります。



偽サイトかどうかのチェックポイント

- ・サイトのURLの表記が、ブランドの正式な英語表記と少しだけ異なる。
  - ・日本語の字体、文章表現がおかしい。
  - ・販売価格が大幅に割引されている。
  - ・事業者の住所の記載がない。住所が記載されていても、調べてみると虚偽であったり、無関係の住所である。
  - ・事業者への連絡方法が、問い合わせフォームやフリーメールだけである。
  - ・支払い方法が、クレジットカード決済のみ、銀行口座などへの前払いのみ、代金引換サービスのみなど、支払い方法が限定されている。
  - ・通販サイト内のリンクが適切に機能しない。
- ※上記のいずれかの項目に該当する通販サイトであっても、偽サイトではない場合があります。また、いずれの項目にも該当しない通販サイトであっても、偽サイトの場合があります。



困ったときは、最寄りの消費生活相談所に相談しましょう。

☎ 消費者ホットライン ☎188 [土・日曜日受付可]

南三陸町消費生活相談所 ☎29-6215 [火・木曜日 午前9時～午後3時]

宮城県最低賃金の改正のお知らせ

宮城県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パート、アルバイトなどを含む)に適用される宮城県最低賃金は、下記のとおり改正されます。

時間額	効力発生日
923円	令和5年10月1日

次に掲げる賃金は、最低賃金の計算に含まれません。

☎ 宮城労働局賃金室 (☎022-299-8841)

- 精皆勤手当 ●通勤手当 ●家族手当
- 賞与など ●時間外・休日・深夜手当

労働相談窓口のご案内

県では、賃金や勤務時間などの労働条件、退職や解雇など労働に関する様々な問題について、県民皆さまからの相談に対応するため「労働相談窓口」を設置しています。月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。

労働問題に関する制度の基本的な説明や相談内容に即した関係期間の案内、県労働委員会が行う「個別労使紛争あっせん」の照会をします。

お気軽にご相談ください。

☎ 県労働相談窓口(専用ダイヤル)

☎022-214-1450